

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

<目次>

第1章 総則	238
第1 推進計画の目的	238
第2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	238
第3 被害の想定	238
第2章 関係者との連携協力の確保	239
第1 他機関に対する応援要請	239
第2 帰宅困難者への対応	239
第3章 地震の連続発生等への対応	240
第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	240
第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等	240
第4章 防災訓練計画	244
第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	245
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	246

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編 第1編「総則」第2節「防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務」に定めるところによる。

第3 被害の想定

平成26年6月に兵庫県より公表された「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」における加東市の被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、人的被害が最も多い夏の午後0時で想定）

1 震度

(1) 市内最大震度

震度6弱

(2) 震度別面積率

震度6弱：8.5% 震度5強：76.5% 震度5弱以下：14.9%

（構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が必ずしも100%にはならない）

2 建物・人的被害想定

(1) 建物被害想定

全壊20棟（揺れ18棟、液状化1棟、土砂災害1棟）

半壊487棟（揺れ446棟、液状化40棟、土砂災害1棟）

(2) 人的被害想定

死者2名、負傷者197名、重傷者11名、避難者数72名

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 他機関に対する応援要請

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めることとする。
- (2) 市は、必要がある時は、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。
(→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」を参照)

第2 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3章 地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災

課職員による連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 避難対策等

市における、避難後の救護の内容については、震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第4節「避難対策」に定めるところによる。

(5) 水道関係

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第3章第6節「食料・飲料水及び物資の供給」を参照）

(6) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄（備蓄場所は防災備蓄倉庫）
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ・各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十

分に考慮した措置

- ・学校においては、児童生徒等に対する保護
- ・社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(7) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4章 防災訓練計画

市は、防災訓練を行うものとする。

(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第2節「研修・訓練」を参照)

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- (1) 市は、防災に関する学習等の普及を行うものとする。
(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第3章第1節「防災に関する学習等の普及」を参照)
- (2) 市は、防災上必要な情報伝達体制の強化を図るものとする。
(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第4節「情報収集・伝達体制の強化」を参照)

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、実施する。
- (2) 施設整備の計画に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮する。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。